

16-8 封建的生産様式の地代と資本主義的生産様式の地代

「土地所有者と現実に労働する耕作者とのあいだに資本家的借地農業者が介在するようになれば、古い農村的生産様式から生じたすべての関係は引き裂かれる。借地農業者は、これらの農耕労働者の現実の指揮者となり、彼らの剰余労働の現実の搾取者となるのであって、他方、土地所有者は、ただこの資本家的借地農業者にたいしてのみ直接関係をもち、しかも単なる貨幣・契約関係をもつのである。それとともに地代の性質もまた変わってくる。しかも、部分的にはすでに以前の諸形態のもとでも見られたようにただ事実的に偶然的に変わるだけではなく、正常的に、その公認された支配的な形態が変わるのである。地代は剰余価値および剰余労働の正常の形態から、この剰余労働のうちの搾取資本家によって利潤の形で取得される部分を超える超過分になり下がる。……つまり、今では、地代は、剰余価値および剰余労働の正常の形態から、農業というこの特殊な生産部面に特有な剰余労働超過分に、つはわち、剰余労働のうちから資本が前もって当然自分に属するものとして要求する部分を超える超過分に、転化したのである。地代に代わって、今では利潤が剰余価値の正常の形態になったのであって、地代は、ただ、剰余価値一般ではなくその一定の分枝である超過利潤が特殊な事情のもとで独立した一形態として認められるだけである。」(大月版『資本論』⑤ P1024B9-1026F1)

注)資本主義下の地代は、農地であっても、「財」の賃料にすぎない。——青山